

本部案件番号:
本部受付日:
本部確認者:

(様式2)

事前確認シート【技術・情報の提供／物品の輸出入】

様式2 おもて面 (2021/1/27 版)	
部局受付番号	
部局受付日	年 月 日

本部記入欄

おもて面の事前確認のチェックを行ったのち、裏面のチェックを行い、担当部局の事務局に提出してください。事務局から取引可の通知を得て初めて、技術・情報の提供又は物品の輸出が可能になります。(文系の非実験系研究室の場合は、通常この事前確認シートの起票の必要はありませんが、海外出張時の物品のハンドキャリー・別送時(市販の「パソコン・デジカメ・携帯」を除く。)又は物品の輸出時は必要です。)

※ 本シートでは、法令用語の「技術」を「技術・情報」と、また「貨物」を「物品」と表現しています。「技術・情報」はプログラムを含み、人事・経理・総務・価格等の情報は含みません。

記入年月日:	年 月 日
--------	-------

申請者 (教員・職員)	氏名	(フリガナ)	相手先氏名・組織名	
	(学生の海外出張時の申請者は指導教員です。)		国名	
	職名	内線	提供予定の技術・情報の概要	
	e-mail			
同行者(所属・氏名)	同行者(所属・氏名)		提供予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
同行者(所属・氏名)	同行者(所属・氏名)		輸出する物品の名称	
事務担当者 (申請者が教員で事務担当者がある場合に記入)	氏名	(フリガナ)	輸出する物品の用途(使用目的)	
	所属	内線		
	e-mail		輸出予定時期	年 月 日

*「相手先氏名・組織名」「国名」欄には技術・情報又は物品の実際の利用者(最終需要者)についてご記入ください。実際の利用者が申請者本人の場合は送付先も記入ください。

<事前確認1> 海外出張(海外主催の国際会議・学会等へのオンライン参加も含む。)の場合 ⇒ 設問1へ 海外出張以外の場合 ⇒ <事前確認2>へ

設問1	① 海外出張で他者への技術提供がある。(技術情報等を海外へ持ち出す場合であっても、自己使用のみで他者への技術・情報の提供・開示がない場合は、「いいえ」と回答する。また、参加資格に制限がなく誰でも参加可能な国際会議・学会での情報提供は、「いいえ」と回答する。)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	② 海外出張で「市販の「パソコン・デジカメ・携帯」以外の研究機材、測定器、サンプル等をハンドキャリーあるいは別送する。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ

設問1で「はい」がある場合は<事前確認2>へ進んでください。

設問1の①と②の両方が「いいえ」の場合は、事前確認終了です。本シートを部局担当者に提出して確認が得られれば取引可能です。

<事前確認2>

該当する事項にチェックを入れ(■)、設問2と3の確認を行ってください。

<input type="checkbox"/> 技術・情報の提供
<input type="checkbox"/> 物品の輸出 (<input type="checkbox"/> 自作品(改造機器、試料を含む) <input type="checkbox"/> 購入品)

[技術・情報の提供] 技術・情報を海外又は外国人(非居住者)へ提供すること(メールによる技術・情報の送信、海外での研究発表や研究指導、国内又は海外での非居住者との技術打合せ、技術・情報をパソコンやUSBに格納して海外へ持出す等。)

[物品の輸出] 物品を海外へ輸出すること(海外へ研究機材、測定器、サンプル等をハンドキャリー・別送することを含む。)

設問2	① 相手先の組織・企業(個人の場合は所属先。以下同じ。)が、外国ユーザーリストに掲載されている。(外国ユーザーリスト https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law05.html#user-list)	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	② 相手先の組織・企業の所在地が、懸念国(イラン、イラク、北朝鮮)又は国連武器禁輸国(アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン)である。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
設問3	ホームページ等の公開情報又は入手した文書等により、提供する技術・情報又は輸出する物品について以下の事項を確認してください。		
	① 大量破壊兵器等又は通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵に用いられる疑いがある。又は、相手先が、大量破壊兵器等又は通常兵器の開発、製造、使用、貯蔵に関与している(いた)疑いがある。 (*)大量破壊兵器等:核兵器、軍用の化学製剤・細菌製剤、これらの散布装置、射程・航続距離300km以上のロケット・無人航空機 (**)通常兵器:「貨物・技術の合体マトリクス表」(https://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html)の1の項(1)~(17)に掲げる物品のうち、大量破壊兵器等でないもの。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	② 核燃料物質・核原料物質の開発等(軽水炉の運転に付帯する行為を除く。)、核融合に関する研究(天体・核融合炉に関するものを除く。)、原子炉(発電用軽水炉を除く。)の開発等、重水の製造または核燃料物質の加工・再処理に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
③ 外国の軍又は軍関連機関又はこれらの者から委託を受けた者によって、化学物質・微生物・毒素・ロケット・無人航空機の開発等もしくは宇宙に関する研究に用いられる疑いがある。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	

設問2と3の確認後、裏面のチェックを行ってください。

部局確認欄	部局責任者	部局担当者
上記の事前確認内容を確認し、以下のとおり判定いたします。(該当のものにチェックを入れてください。)	年 月 日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 取引可 <input type="checkbox"/> 取引審査票の作成 <input type="checkbox"/> その他	[氏名]	[氏名]
特記事項(本部から得られたコメント)		

以下のフロー図に従って□にチェック(■)を入れてください。

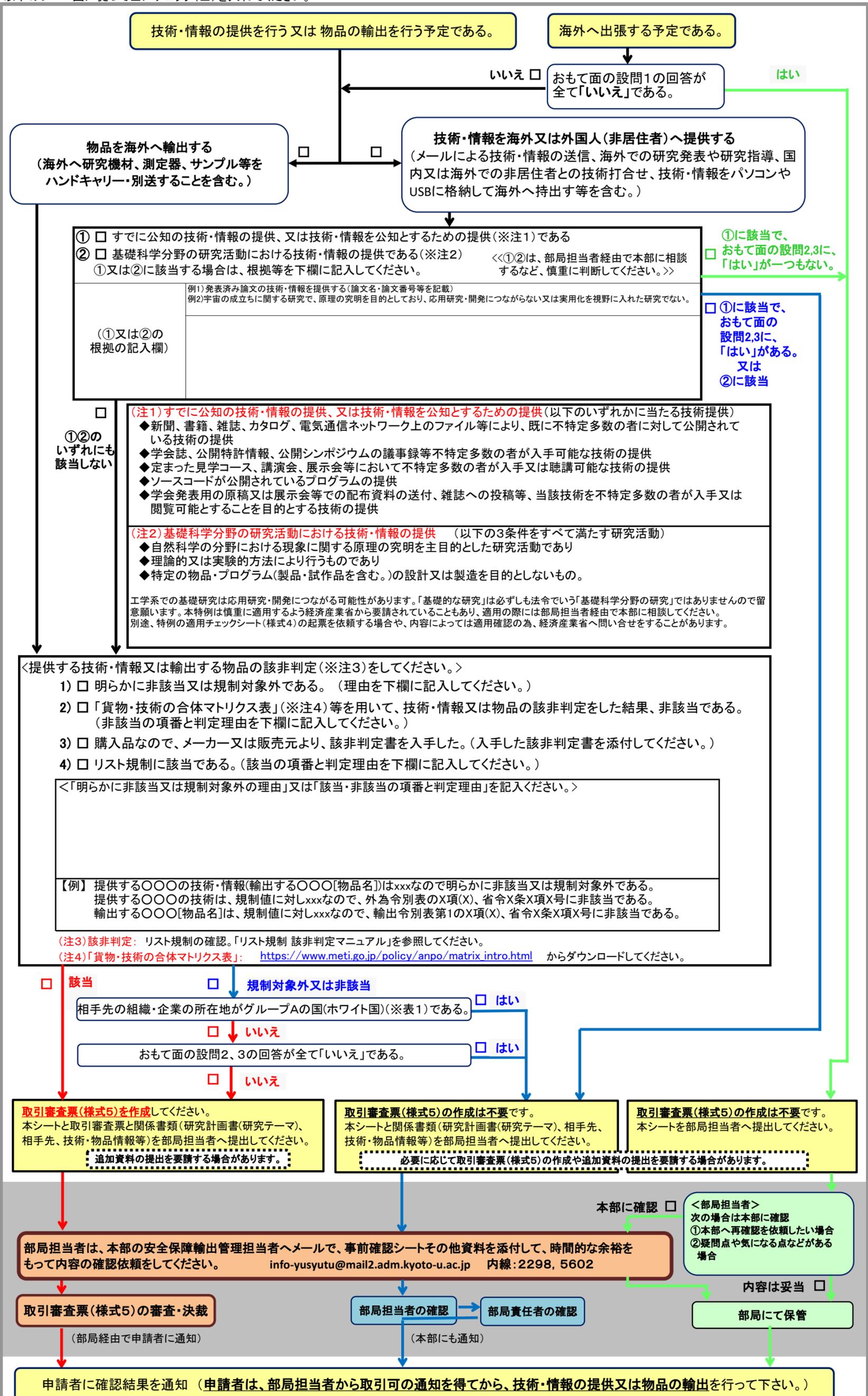


表1: グループAの国(ホワイト国) : 安全保障輸出管理が適正に行われていると認められる国

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、エチオピア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、

